

廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

| | | | |
|-------|-------|----|------|
| 平成15年 | 4月 | 1日 | 制定 |
| 平成26年 | 7月15日 | | 一部改正 |
| 平成28年 | 3月 | 1日 | 一部改正 |
| 平成28年 | 3月15日 | | 一部改正 |
| 平成28年 | 9月15日 | | 一部改正 |
| 平成29年 | 4月 | 1日 | 一部改正 |
| 令和元年 | 5月 | 1日 | 一部改正 |

第1 趣旨

この基準は、「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第3項の規定により、廃棄物処理施設の適正な維持管理に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。

- (1) 遮断型最終処分場 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (2) 安定型最終処分場 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (3) 管理型最終処分場 前(1)及び(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場
- (4) 最終処分基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）
- (5) 維持管理基準省令 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）

第3 最終処分場の基準

1 共通基準

最終処分場に係る共通の維持管理に関する基準は、法、令、規則（以下、「法令等」という。）、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

イ 門扉は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。

(3) 飛散、流出の防止

廃棄物が風雨等により飛散及び流出しないようにするため、必要に応じ即時覆土、その他必要な措置が講じられるよう準備しておくこと。

(4) 悪臭の防止

悪臭が発散するおそれがある場合には、即時覆土、防臭剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

(5) 火災の発生の防止

ア 埋立地内での火気の使用を禁止すること。

イ 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。

(6) 害虫等の発生の防止

害虫等が発生するおそれがある場合には、即時覆土、薬剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

(7) 騒音、振動及び粉じんの防止

廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械の使用等に起因する騒音、振動及び粉じんにより、周辺的生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(8) 雨水の流入の防止

雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地に雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。

(9) 事故の防止

ア 法第8条第2項第8号又は法第15条第2項第8号の規定による災害防止計画を遵守すること。

イ 常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には、場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(10) 開渠等

埋立地の周囲の地表水が、埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(11) 隣接地の雨水等の処理

隣接地の雨水等の排水設備は、雨水等が適切に排水されるよう点検を行うこ

と。

(1 2) 使用道路

ア 使用道路（廃棄物運搬車両の走行する道路）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ウ 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

(1 3) 法面の保護

ア 法面の植生保護のため、施肥等を行うこと。

イ 法面に小段排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう点検を行うこと。

ウ 基準高、区域杭等の表示設備は、常に判別できる状態に保つこと。

(1 4) 滞留水の排除

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）に滞留している水は、当該埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。

(1 5) 搬入時の廃棄物の確認

搬入される廃棄物について、埋立処分できる種類及び性状以外の廃棄物の混入を避けるため次により管理すること。

ア 埋立処分できる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入されないよう排出事業者、運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。

イ 車両から廃棄物を荷降ろしする前に、監視ゲート等により、搬入廃棄物が埋立処分できる種類及び性状のものであるかを確認すること。

ウ 産業廃棄物処分業者は、マニフェストで産業廃棄物の種類及び数量等を確認すること。

エ 特別管理産業廃棄物処分業者は、マニフェスト及び排出事業者からあらかじめ交付された文書で特別管理産業廃棄物の種類及び数量等を確認し、取り扱う際に注意すべき事項に留意すること。

オ 荷降ろしされた廃棄物中に埋立処分できる種類及び性状のもの以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。

(1 6) 作業時間

時間を定めて作業を行うこととし、原則として早朝、深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

(1 7) 能力に沿った計画的埋立

ア 搬入された廃棄物の即時締め固め、整地及び必要な覆土等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋め立てするものとし、廃棄物の山積み保管をしな

いこと。

イ 埋め立てにあたっては、廃棄物の厚さ、覆土の厚さ等を表示する丁張り等
を利用し、計画的に行うこと。

ウ 埋立地を变形、改造したり、廃棄物の各層の埋立高を越えて埋立処分しな
いこと。

(18) 地下水の水質検査

ア 地下水の水質検査は、観測用井戸水を採取し、表-1 に掲げる項目のうち
1 から5 までは月1 回以上、6 から3 4 までは年1 回以上、同表の分析方法
により分析を行うこと。

イ 地下水の水質検査は、廃棄物の埋立開始前に表-1 の項目について1 回以
上は実施しておくこと。

ウ 水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに廃棄物の搬入を中止し、そ
の原因を調査し、市長と協議の上必要な措置を講ずること。

(19) 記録及び保存

ア 最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を
作成し、5 年間保存すること。また、(8)、(9) イ、(10)、(13) 及び
(14) に係る必要な措置を講じた場合は、その状況を記録した資料を速や
かに報告すること。

イ 廃棄物の搬入に係る車両の確認、廃棄物の種類の確認については、これを
記録し、2 年間保存すること。

ウ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3 か月に1 回以上同一の位置か
ら写真撮影し、最終処分場維持管理状況報告書に添付すること。

(20) 管理事務所

ア 事務所内の見やすい位置に許可証又はその写し、埋立計画図等を掲示して
おくこと。

イ 許可申請書又は届出書の写し、帳簿又は伝票等を備えておくこと。

(21) 周辺地域への配慮

最終処分場と周辺住民との調和が図れるよう、最終処分場の周辺に緑地等を
整備するなどの環境整備を図り、当該処分場に係る周辺地域の生活環境の保全
及び増進に配慮すること。

(22) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵
守すること。

2 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に係る維持管理に関する基準は、共通基準、法令等、最終処
分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備及び内部仕切設備の管理

ア 最終処分基準省令第2条第2項第1号ハに規定する外周仕切設備及び内部仕切設備の定期的な点検は月1回以上とすること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 産業廃棄物の性状の確認

ア 表-2の廃棄物の種類欄に掲げるもののうち、埋立処分できる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状を確認すること。

イ 産業廃棄物の排出事業者に係る前アの確認は、表-2に掲げる分析検査項目について、埋立処分前及び継続管理として1か月に1回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

ウ 産業廃棄物の処理業者に係る前アの確認は、表-2に掲げる分析項目について、受け入れする前及び継続管理として3か月に1回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することにより替えることができる。

エ 前イ及びウの分析検査による確認結果は、5年間保存すること。

3 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る維持管理に関する基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等の保全

ア 最終処分基準省令第1条第2項第7号（第2条第2項第3号において準用する場合を含む。）に規定する擁壁等の定期的な点検は月1回以上とすること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 遮水工の管理

ア 最終処分基準省令第1条第2項第9号（第2条第2項第3号において準用する場合を含む。）に規定する遮水工の定期的な点検は月1回以上とすること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(3) 浸出液処理設備

ア 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。

(ア) 放流水の水質が表-3に掲げる項目ごとに排水基準に適合することとなるように維持管理すること。

(イ) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

(ウ) 定期的に放流水の水質検査を行うこと。

(エ) 最終処分基準省令第1条第2項第14号（第2条第2項第3号において準用する場合を含む。）に規定する浸出水処理設備の定期的な点検及び前(イ)に規定する放流水の定期的な検査は、月1回以上とすること。ただし、廃棄物の性状が一定で市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略

し、又は実施頻度を減らすことができる。

イ 浸出液処理設備の機能の状態を把握するため、浸出液処理設備により処理する浸出液についても、原則として月1回以上定期的に水質検査を行うこと。

(4) 湧水の管理

湧水対策のための集排水設備が施されている場合は、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合は水質分析等を行い、その原因究明、改善措置を講ずること。

(5) 廃棄物の性状の確認

ア 表-2の廃棄物の種類欄に掲げる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状を確認すること。

イ 廃棄物の排出事業者に係る前アの確認は、表-2に掲げる分析検査項目について、埋立処分前及び継続管理として1か月に1回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

ウ 廃棄物の処理業者に係る前アの確認は、表-2に掲げる分析検査項目について、受け入れする前及び継続管理として3か月に1回以上分析検査を行うことにより行うこと。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することに替えることができる。

エ 前イ及びウの分析検査による確認結果は、5年間保存すること。

(6) 廃石綿等の埋め立て

ア 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。

(ア) 埋立処分は、処分場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に二重梱包袋又は容器に入れたまま埋め立てること。

(イ) プラスチック袋は、破損しないようにし、できるだけ重機等の使用を避けること。

(ウ) 袋又は容器が破損した場合は、速やかに飛散防止措置を講ずること。

(エ) 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15センチメートル以上の覆土をすること。

イ 廃石綿等の埋立量、埋立場所等について記録し、永年保存すること。

(7) 中間覆土

ア 埋め立てる廃棄物の一層の厚さは、2.0メートル（埋め立てる廃棄物のうちおおむね40パーセント以上が腐敗物（有機性の汚泥、動植物性残渣、家畜糞尿、家畜の死体及びこれらを処分するために処理したもの。以下同じ。）であるものにあつては、50センチメートル）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと。

イ 中間覆土は計画的に行い、その施工時は、原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ウ 中間覆土に必要な土量を常に確保しておくこと。

(8) 通気装置の管理

最終処分基準省令第1条第2項第16号(第2条第2項第3号において準用する場合を含む。)の規定により埋立地から発生するガスを排除するために設けられた通気装置の点検、検査は、月1回以上行うこと。

(9) 協議

建設工事汚泥のみの埋立処分にあつては、廃棄物の性状等の維持管理について、市長と協議して行うことができる。

4 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る維持管理に関する基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等の保全

ア 最終処分基準省令第2条第2項第2号において準用する第1条第2項第7号に規定する擁壁等の定期的な点検は月1回以上とすること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、必ず点検を行うこと。

(2) 最終処分場からの保有水等の漏洩の防止

ア 最終処分場から産業廃棄物と接触した水が場外へ漏洩しないよう必要な措置を講ずること。

イ 万一、漏洩のおそれがある場合には、漏洩防止のための改善措置を早急に講ずるとともに、漏洩水については、表-3に掲げる項目について水質検査を行うこと。

(3) 中間覆土

ア 埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、2.0メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと。

イ 中間覆土は計画的に行い、その施工時は、原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ウ 中間覆土に必要な土量は常に確保しておくこと。

第4 最終処分場の閉鎖に係る基準

1 共通基準

最終処分場の閉鎖に係る共通の基準は、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 閉鎖の措置

最終処分基準省令第1条第3項第2号(第2条第3項において準用する場合を含む。)、第3号(第2条第3項において準用する場合を含む。)及び第4号(第2条第3項において準用する場合を含む。)に規定する必要な措置が講じられていることの確認は次の項目について行う。

ア 切土、盛土、えん提等の崩壊防止工

イ 開渠等の設備

- ウ 浸出液による公共の水域、地下水の汚染防止措置
- エ 火災の発生防止措置
- オ 閉鎖後の管理体制並びに問題が生じた場合の責任体制及び経理的基礎

(2) 記録及び保存

最終処分場の閉鎖にあたって講じた措置記録を作成し、写真を添付して10年以上保存すること。

2 遮断型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

遮断型最終処分場の閉鎖に係る基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 閉鎖

埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下同じ。）は、速やかに次の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。

ア 所要の強度及び耐久性等の性能を有するコンクリートで造られ、かつ、その厚さが15センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

(2) 閉鎖後の管理

ア (1)の規定により閉鎖した区画については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 定期的とは、月1回以上とすること。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

3 管理型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

管理型最終処分場の閉鎖に係る基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地からの浸出を防止することができる遮水工と同等以上の効力を有するものにより閉鎖すること。

(2) 廃石綿等の埋立部分の閉鎖

廃石綿等の埋立完了後は、その上部全面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、その表面を土砂で2メートル以上覆うこと。

(3) 閉鎖後の管理

閉鎖後、雨水排水機能及び保有水の有無等による施設の安全性が確保されていること。

4 安定型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

安定型最終処分場の閉鎖に係る基準は、共通基準、法令等、最終処分基準省令及び維持管理基準省令の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分の終了した区画）は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。

(2) 閉鎖後の管理

閉鎖後、雨水排水機能及び保有水の有無等による施設の安全性が確保されていること。

第5 中間処理施設及び再生利用施設

1 共通基準

中間処理施設及び再生利用施設に係る共通の維持管理に関する基準は、法令等の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 囲いは、みだりに人が施設内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

ウ 門扉は一日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。

(2) 表示等

ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。

(3) 飛散、流出及び悪臭の防止

廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

(4) 火災の発生の防止

ア 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。

イ 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮で

- きるよう点検整備を行うこと。
- (5) 害虫等の発生の防止
害虫等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- (6) 処理能力に見合った処理
ア 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な措置を講ずること。
イ 施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- (7) 定期的な点検、機能検査
施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- (8) 騒音、振動及び粉じんの防止
ア 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
イ 粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- (9) 雨水等の流入の防止
施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずること。
また、隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。
- (10) 異常事態の対応
廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- (11) 事故の防止
常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。
- (12) 使用道路
ア 使用道路（廃棄物運搬車両の走行する道路）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。
イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
ウ 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。
- (13) 搬入時の廃棄物の確認
搬入される廃棄物について、処理できる種類及び性状以外の廃棄物の混入を避けるため次により管理すること。
ア 処理できる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入さ

れないよう排出事業者、運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。

イ 車両から廃棄物を荷降ろしする前に、監視ゲート等により、搬入廃棄物が処理できる種類又は性状であるかを確認すること。

ウ 産業廃棄物処分業者は、マニフェストで廃棄物の種類及び数量等を確認すること。

エ 特別管理産業廃棄物処分業者は、マニフェスト及び排出事業者からあらかじめ交付された文書で特別管理産業廃棄物の種類及び数量等を確認し、取り扱う際に注意すべき事項に留意すること。

オ 荷降ろしされた廃棄物中に処理できる種類及び性状以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。

(14) 廃棄物の性状の確認

ア 廃棄物の排出事業者は、中間処理後の廃棄物（他の中間処理施設において全量処理する場合を除く。）について、表－2に掲げる分析検査項目を1か月に1回以上分析検査することにより廃棄物の性状の確認を行うこと。ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し又は実施頻度を減らすことができる。

イ 廃棄物処理業者又は再生利用業者は、処理又は再生利用しようとする場合に、表－2に掲げる分析検査項目を受け入れする前及び継続管理として3か月に1回以上分析検査することにより廃棄物の性状の確認を行うこと。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することにより替えることができる。また、中間処理後の廃棄物については、前アの例によること。

ウ 上記ア及びイの分析検査による確認結果は、5年間保存すること。

エ 建設工事汚泥のみの中間処理又は再生利用の場合にあつては、アからウまでの規定の適用は協議することができる。

(15) 放流水の検査

ア 施設から排水を放流する場合は、放流水の水質が表－3に掲げる水質に適合するよう維持管理するとともに、月1回以上水質検査を行うこと。

イ 廃棄物の性状が一定で市長が認めた場合には、分析試験項目の一部を省略し、又は実施頻度を減らすことができる。

(16) 排ガスの検査

施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、定期的にばい煙に関する排ガスの検査を行うこと。

(17) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。

(18) 周辺地域への配慮

中間処理場又は再生利用場の維持管理にあたっては周辺住民との調和が図れるよう、中間処理場又は再生利用場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(19) 許可条件の遵守

許可にあたり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 一般廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

一般廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の基準は、共通基準及び法令等の規定によること。なお、一般廃棄物の中間処理施設（令第5条第1項に規定するごみ処理施設を除く。）及び再生利用施設についても、規則第4条の5第1項の規定を準用する。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の基準は、共通基準及び法令等の規定によるほか次のとおりとすること。なお、産業廃棄物の中間処理施設（令第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設を除く。）及び再生利用施設についても、規則第12条の6及び7の規定を準用する。

(1) 地下浸透防止

産業廃棄物の中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設（受入設備及び貯留設備を含む。）から産業廃棄物及び産業廃棄物に接触した水が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 粉じんの飛散防止

産業廃棄物の破碎又は粉碎等によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 廃油の油水分離施設

ア 油が流出しないように必要な措置を講ずること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

(4) 汚泥のばい焼施設

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(5) 廃油の蒸留、精製施設

ア 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

(6) 溶融施設

ア 施設から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

イ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設けること。

(7) 圧縮施設

著しい騒音・振動の発生により、周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

(8) 発酵施設

悪臭の周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

(9) その他の施設

施設から排出される廃棄物及び施設の稼動による生活環境影響保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

第6 積替・保管施設の基準

積替・保管施設に係る維持管理に関する基準は、法令等の規定によるほか次のとおりとする。

1 囲い、表示等

(1) 囲いは、みだりに人が積替・保管施設の敷地内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。

(2) 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 門扉は、一日の作業終了後は閉鎖し、施錠すること。

(4) 立札、その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

(5) 立札等が破損した場合は直ちに補修すること。

2 飛散、流出及び悪臭の発散防止

ア 積替・保管施設から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

イ 悪臭の発散するおそれがある場合には、速やかに防臭剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

3 害虫等の発生の防止

害虫等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

4 積替・保管の方法

(1) 許可された保管施設以外の場所又は高さ等を超えて保管しないこと。

(2) 積替・保管施設の維持管理状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、廃棄物処理施設維持管理状況報告書に添付すること。

(3) 長期間の保管を行わないこと。

(4) 積替・保管施設においては、廃棄物の種類の異なる物を混合して取り扱わな

いこと。

5 施設への搬入、搬出

- (1) 他の収集運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出についても自らが行うこと。

ただし、船舶又は列車による収集運搬であって、搬入者、搬出者それぞれが1者で、かつ積替・保管施設の管理者の立会いの下で廃棄物の搬出入が行われる場合を除く。

- (2) 積替・保管施設から他の積替・保管施設への搬出を行ってはならないこと。
- (3) 搬出先は、中間処理施設又は最終処分場ごとに明確であること。

6 雨水等の流入防止

施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずること。

また、隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

7 使用道路

- (1) 使用道路（廃棄物運搬車両の走行する道路）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。
- (2) 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (3) 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて、補修等を行うこと。

8 火災発生の防止

- (1) 可燃性廃棄物の積替・保管に当たっては、火災の発生を防止するとともに、消火器その他の消火施設を備えておくこと。
- (2) 積替・保管施設内での火気の使用を厳禁すること。
- (3) 消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検、整備を行うこと。

9 事故の防止

常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

10 騒音、振動及び粉じん防止

運搬車両又は積替・保管作業に用いる重機等により周辺的生活環境に支障を及ぼすおそれのある場合には、必要な措置を講ずること。

1.1 排水対策

廃棄物に係る保有水及びこれに接触した雨水等の汚水の放流がないよう必要な措置を講ずること。

1.2 周辺地域への配慮

- (1) 積替・保管場の維持管理にあたっては周辺住民との調和が図れるよう、積替・保管場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、周辺地域的生活環境

の保全及び増進に配慮すること。

(2) 周辺の美化、清掃に心がけるとともに、保管施設の清掃をすること。

1.3 許可条件の遵守

許可にあたり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

1.4 記録及び保存

(1) 積替・保管施設の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。

(2) 廃棄物の搬入、搬出に係る車両の確認、廃棄物の種類の確認については、これを記録し、5年間保存すること。

第7 施行期日及び経過措置

1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に設置されている廃棄物処理施設にあつては「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(平成10年6月17日改正以後)の規定によるものとする。ただし、焼却施設については、規則で定める経過措置を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に設置されている廃棄物処理施設の維持管理に関する基準については、なお従前の規定による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年3月1日から施行する。

(猶予期間)

2 この基準の施行の際、表-3の排水基準がかかる現に設置されている廃棄物処理施設においては、トリクロロエチレンの排水基準の適用を平成28年4月20日まで猶予する。(猶予期間については0.3mg/l)

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

表－1 地下水の水質検査項目及び分析方法・頻度

| 項 目 | | 頻 度 |
|-----|----------------|--------------|
| 1 | 水素イオン濃度指数 | 月 1 回 以 上 |
| 2 | 生物化学的酸素要求量 | |
| 3 | 化学的酸素要求量 | |
| 4 | 塩化物イオン | |
| 5 | 電気伝導度 | |
| 6 | アルキル水銀 | 年 1 回 以 上 |
| 7 | 総水銀 | |
| 8 | カドミウム | |
| 9 | 鉛 | |
| 10 | 六価クロム | |
| 11 | 砒素 | |
| 12 | 全シアン | |
| 13 | ポリ塩化ビフェニル | |
| 14 | トリクロロエチレン | |
| 15 | テトラクロロエチレン | |
| 16 | ジクロロメタン | |
| 17 | 四塩化炭素 | |
| 18 | 1,2-ジクロロエタン | |
| 19 | 1,1-ジクロロエチレン | |
| 20 | 1,2-ジクロロエチレン | |
| 21 | 1,1,1-トリクロロエタン | |
| 22 | 1,1,2-トリクロロエタン | |
| 23 | 1,3-ジクロロプロペン | |
| 24 | チラウム | |
| 25 | シマジン | |
| 26 | チオベンカルブ | |
| 27 | ベンゼン | |
| 28 | セレン | |
| 29 | 1,4-ジオキササン | |
| 30 | クロロエチレン | |
| 31 | ほう素 | |
| 32 | ふっ素 | |
| 33 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | |
| 34 | ダイオキシン類※ | |

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については昭和52年総理府・厚生省令第1号、6項から33項までの項目については平成9年環境庁告示第10号、34項の項目については平成12年総理府・厚生省令第2号によること。

※ ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

表-2 廃棄物の分析項目

| 試験方法 | 有害物質含有量試験等 | | | | | | 溶出試験 ※1 | | | | | | | |
|-----------------|------------|------------------|-----|------|----|----------|----------|------|------------------|-----|------|-----|----------|---|
| | 廃棄物の種類 | 汚泥・処分するために処理したもの | 燃え殻 | ばいじん | 廃油 | 廃酸・廃アルカリ | 又はPCB汚染物 | 廃PCB | 汚泥・処分するために処理したもの | 燃え殻 | ばいじん | 鉍さい | 又はPCB汚染物 | 廃PCB |
| 分析項目 | | | | | | | | | | | | | | 総理府令で定める基準「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）」 |
| pH | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 含水率 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 熱しやく減量 ※2 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| アルキル水銀化合物 ※3 | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 検出されないこと |
| 水銀又はその化合物 | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 検液10につき0.005mg以下 |
| カドミウム又はその化合物 | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 検液10につき0.09mg以下 |
| 鉛又はその化合物 | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 検液10につき0.3mg以下 |
| 有機燐化合物 | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき1mg以下 |
| 六価クロム化合物 | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 検液10につき1.5mg以下 |
| ひ素又はその化合物 | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 検液10につき0.3mg以下 |
| シアン化合物 | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき1mg以下 |
| ポリ塩化ビフェニル | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 検液10につき0.003mg以下 |
| トリクロロエチレン | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき0.1mg以下 |
| テトラクロロエチレン | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき0.1mg以下 |
| ジクロロメタン | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき0.2mg以下 |
| 四塩化炭素 | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき0.02mg以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき0.04mg以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき1mg以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき0.4mg以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき3mg以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき0.06mg以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 検液10につき0.02mg以下 |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|--|--------------------|
| チウラム | | | | | ○ | | ○ | | | | | 検液 10につき 0.06mg 以下 |
| シマジン | | | | | ○ | | ○ | | | | | 検液 10につき 0.03mg 以下 |
| チオベンカルブ | | | | | ○ | | ○ | | | | | 検液 10につき 0.2mg 以下 |
| ベンゼン | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | 検液 10につき 0.1mg 以下 |
| セレン又はその化合物 | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 検液 10につき 0.3mg 以下 |
| 1,4-ジオキサン | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | 検液 10につき 0.5mg 以下 |
| ダイオキシン類 ※4 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |

含有量試験は、環境庁水質保全局、底質調査方法に、溶出試験は環境庁告示第13号によること。

※1 含有量試験で不検出であった項目については溶出試験を行わなくともよい。

※2 燃え殻について熱しゃく減量が10%以下であること。

※3 水銀又はその化合物が不検出であったものについてはアルキル水銀化合物の分析試験を行わなくともよい。

※4 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

判定基準については試料 1 g につき 3 ng-TEQ 以下（または、試料 1 0につき 100 pg-TEQ 以下）であること。

表-3 放流水の水質検査項目

| 項 目 | | 排 水 基 準 | |
|----------------------------|----|---------------------|--|
| 有 害 物 質 関 係 | 1 | カドミウム及びその化合物 | 0.01 mg/ℓ |
| | 2 | シアン化合物 | 不検出 |
| | 3 | 有機燐化合物 | 不検出 |
| | 4 | 鉛及びその化合物 | 0.1 mg/ℓ |
| | 5 | 六価クロム化合物 | 0.05 mg/ℓ |
| | 6 | 砒素及びその化合物 | 0.05 mg/ℓ |
| | 7 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.0005 mg/ℓ |
| | 8 | アルキル水銀化合物 | 不検出 |
| | 9 | ポリ塩化ビフェニル | 不検出 |
| | 10 | トリクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ |
| | 11 | テトラクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ |
| | 12 | ジクロロメタン | 0.2 mg/ℓ |
| | 13 | 四塩化炭素 | 0.02 mg/ℓ |
| | 14 | 1,2-ジクロロエタン | 0.04 mg/ℓ |
| | 15 | 1,1-ジクロロエチレン | 1 mg/ℓ |
| | 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/ℓ |
| | 17 | 1,1,1-トリクロロエタン | 3 mg/ℓ |
| | 18 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 mg/ℓ |
| | 19 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/ℓ |
| | 20 | チウラム | 0.06 mg/ℓ |
| | 21 | シマジン | 0.03 mg/ℓ |
| | 22 | チオベンカルブ | 0.2 mg/ℓ |
| | 23 | ベンゼン | 0.1 mg/ℓ |
| | 24 | セレン及びその化合物 | 0.1 mg/ℓ |
| | 25 | ほう素及びその化合物 | 海域 230 mg/ℓ 海域以外 10 mg/ℓ |
| | 26 | ふっ素及びその化合物 | 海域 15 mg/ℓ (10 mg/ℓ ※1) 海域以外 8 mg/ℓ |

| | | | |
|--------|----|-------------------------------|----------------------------|
| | 27 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100 mg/ℓ |
| | 28 | 1,4-ジオキサン | 0.5 mg/ℓ |
| | 29 | ダイオキシン類 ※2 | 10pg-TEQ/ℓ |
| 有害物質以外 | 1 | 水素イオン濃度指数 | 海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6 |
| | 2 | 生物化学的酸素要求量 ※3 | 20 mg/ℓ (10 mg/ℓ) ※5 |
| | 3 | 化学的酸素要求量 ※4 | 20 mg/ℓ (10 mg/ℓ) ※5 |
| | 4 | 浮遊物質 | 40 mg/ℓ (20 mg/ℓ) ※5 |
| | 5 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類) | 3 mg/ℓ (2 mg/ℓ) ※5 |
| | 6 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物性油脂類) | 5 mg/ℓ (3 mg/ℓ) ※5 |
| | 7 | フェノール類含有量 | 0.5 mg/ℓ |
| | 8 | 銅含有量 | 1 mg/ℓ |
| | 9 | 亜鉛含有量 | 1 mg/ℓ |
| | 10 | 溶解性鉄含有量 | 5 mg/ℓ (1 mg/ℓ) ※5 |
| | 11 | 溶解性マンガン含有量 | 5 mg/ℓ (1 mg/ℓ) ※5 |
| | 12 | クロム含有量 | 0.5 mg/ℓ |
| | 13 | 大腸菌数 | 3,000 個/cm ³ |
| | 14 | 窒素含有量 ※6 | 120 mg/ℓ 《日間平均 60 mg/ℓ》 ※7 |
| | 15 | 燐含有量 ※6 | 16 mg/ℓ 《日間平均 8 mg/ℓ》 ※7 |

分析方法については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日、環境庁告示第64号）」によること。

※1 () 内値は、排水量 30m³/日以上。

※2 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいい、同法の特設施設に該当する場合又は最終処分場である場合に限り適用。

※3 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※4 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※5 () 内値は、排水量 500m³/日以上。

※6 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※7 《 》内値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。